

和歌山県電子契約実施要領

1 目的

この要領は、和歌山県における電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該項各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約サービス サービス提供事業者が県及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (2) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 電子契約書等 法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書又は請書をいう。
- (4) 運用管理者 電子契約サービスの利用者の権限管理や設定など電子契約サービスの運用管理を行う者をいい、和歌山県総務部総務管理局行政企画課長が行う。
- (5) 契約事務担当者 契約締結に係る各種手続きを行う者をいう。
- (6) 契約承認者 電子契約を行う際、当該電子契約に用いる契約書の PDF ファイルが決裁を得たものと相違ないことを確認し契約締結に係る電子署名の付与を承認する者をいう。なお、原則として、契約事務担当者と契約承認者は同一にならないよう留意するものとする。
- (7) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (8) アップロード 電子契約サービスのコンピューターに電子契約書を記録することをいう。
- (9) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

3 利用範囲

電子契約サービスは、県の知事部局、議会事務局及び各種委員会が締結する契約等に利用するものとする。ただし、以下の契約については、利用対象外とする。

- (1) 書面による契約が法令等により規定されているもの。
- (2) 契約期間が 10 年を超えるもの。
- (3) 契約期間の定めがないもの。
- (4) 自動更新規定が設けられているもの。

4 電子契約の同意

契約事務担当者は、契約の相手方が決定した後、契約相手方からの「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（別記様式）の提出により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとし、契約の都度、提出を依頼するものとする。

なお、電子契約又は紙の契約のどちらを選択するかは契約相手方の権利であることから、契約相手方の意思を尊重することに留意するものとする。

5 電子契約書等のアップロード

契約事務担当者は、電子契約の決裁を得た後、各所属に付与されたアカウントにより電子契約サービスにログインし、必要書類一式（PDF ファイルに変換したもの）をアップロードする。

6 書類情報の入力

契約事務担当者は、電子契約サービスにアップロードした書類一式の書類情報として、電子契約サービス上に次の各号に掲げる事項を入力しなければならない。

- (1) 契約名（業務名）
- (2) 契約相手方の名称
- (3) 契約期間など所属で必要と判断するもの

7 契約書等の送信順の設定

契約事務担当者は、電子契約サービスにおける契約書等の送信順を原則として次の順に設定するものとする。

- (1) 県の契約事務担当者
- (2) 契約相手方の契約事務担当者
- (3) 契約相手方の契約承認者
- (4) 県の契約承認者

8 契約書等の送信に係る留意事項

- (1) 契約事務担当者は、契約相手方のメールアドレス、氏名及び会社名について、契約相手方から提出された電子契約同意書兼メールアドレス確認書を基に入力する。
- (2) 契約事務担当者は、アップロードした契約書一式の送信時、メッセージ機能により契約担当者の職氏名を記載するものとする。
- (3) 県の契約事務担当者と県の契約承認者が同一の者となる場合においても、電子契約時は県の契約事務担当者のアカウントから契約書を送信するものとする。
- (4) 7 契約書等の送信順の設定において、契約事務担当者は、県の契約承認者が契約承認者より後に承認となっているか確認する。また、契約承認者も承認の際、契約相手方の契約承認者が先に承認している状態となっているか確認するものとする。

9 契約書一式の確認・同意

契約承認者は、電子契約サービスから契約書一式の確認依頼のメールが送信されたときは、アップロードされた契約書一式が決裁を受けたものと相違ないことを確認し、契約締結に係る電子署名の付与を承認する。ただし、誤りがあった場合には、電子契約サービスにその理由を入力した上でこれを却下し、速やかに契約事務担当者にその旨を伝えるものとする。

10 電子契約書の保存

電子契約書は、公文書管理上に保存するものとし、施行画面で「紙・メール（公印なし）」を選択の上、契約書一式及び合意締結証明書（契約締結を証明するものとして電子契約サービス上で発行される電磁的記録をいう。11において同じ。）を添付するものとする。

11 合意締結証明書の添付・保存

締結済みの電子契約書を支出票等の証書類として添付する際には、合意締結証明書を併せて添付するものとする。

12 氏名又は名称を明らかにする措置

電子契約サービスを利用し、電子署名を付与することで、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年3月22日規則第28号）第13条第3項第2号に定める知事等が定める措置を講じたものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は運用管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

契約事務担当者 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約について、県が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名(業務名、工事名等)

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

契約事務担当者、最終確認者の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【確認者1】

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】

最終確認者	役職		氏名	
メールアドレス				

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、事業者決定後に、本書をメール等にてWord形式のまま提出してください。
- ・契約締結後、電子署名が付与された契約書データをダウンロードし、フォルダ等に保存してください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局システムが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※契約事務担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※最終確認者は、契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

※契約締結権者は、社内規定等により契約を締結する権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。

※押印は不要です。